

物価高対応子育て応援手当 のご案内

対象児童 1人につき 2万円を支給します！

1. 申請は必要ですか？

原則、**申請は不要**です。※ただし、裏面「6」に記載の方は申請が必要です。

また、**申請が不要な方**で、受給を希望しない場合や支給口座を変更する場合は、区HPから必要書類をダウンロードし、**令和8年2月27日まで**に子育て推進課手当・医療係または各出張所の窓口にお持ちいただくか、郵送でご提出ください。ポータルサイトからも提出ができます。

千代田区

【申請が不要な方】

①受給を希望しない場合や支給口座を変更する場合のみ、必要書類をご提出ください。
(2/27まで)

②児童手当受給口座等へ振り込みます。

子育て
世帯



2. うちの子は、対象になるの？【対象児童】

平成19年4月2日から令和8年3月31日までに生まれた児童手当の対象児童

3. だれがもらえるの？【支給対象者】

- ・令和7年9月分の児童手当を受給していた区内在住者（転出済みの方含む）
- ・出生等により新たに児童手当を受給する方

4. いくらもらえるの？課税の対象になるの？【支給額】

対象児童 1人につき **2万円**（1回限り）です。本手当は非課税です。

5. いつもらえるの？【支給時期】

千代田区では令和8年3月から順次支給を開始します。

注) 申請が必要な方については、申請時期により支給時期が異なります。

裏面に続きます。必ずご確認ください！

6. 申請が必要なのはどんな場合？

(1) 令和7年9月分の児童手当を所属庁から受給している公務員

(申請先は、令和7年9月30日時点で住民登録がある自治体)

注) 手続きについては、所属庁にお問い合わせください。

(2) 以下に該当する方で、物価高対応子育て応援手当の申請が必要な方には、児童手当等の申請時に併せてご案内いたします。

(既に児童手当を申請済みで、物価高対応子育て応援手当の申請が不要な方には区からご案内を送付します。)

①令和7年10月1日から令和8年3月31日までに出生した児童の保護者

②10月1日以降に離婚（離婚調停中等も含む）により児童手当の申請が必要になった保護者

7. 申請に必要な書類・申請方法は？

(1) 必要な書類

①物価高対応子育て応援手当申請書（請求書）

(公務員の場合は、「公務員児童手当受給状況証明欄」に所属庁の証明が必要です。)

注) 公務員で6(2)①に該当する場合は、子育て推進課手当・医療係へお問い合わせください。

②振込先金融機関口座確認書類

(①の申請書の「4. 受取方法」で「イ」を選択した場合のみ)

(2) 申請方法

区HPから必要書類をダウンロードし、子育て推進課手当・医療係または各出張所の窓口にお持ちいただくか、郵送でご提出ください。

ポータルサイトからも申請ができます。(公務員の方は必要書類については所属庁にお問い合わせください。)

(3) 申請期限

ポータルサイトの申請はこちらから→

令和8年6月30日



8. どんな方法でもらえるの？【支給方法】

(1) 申請が不要な方

原則、児童手当受給口座に振り込みます。

変更を希望される場合は、届出書により届け出た口座に振り込みます。

(2) 申請を行った方

申請書で指定した口座に振り込みます。

注) 口座の解約・変更等により振込みができない場合は支給されませんので、令和8年8月31日までに必要書類を子育て推進課手当・医療係または各出張所窓口にお持ちいただくか、郵送またはポータルサイトからご提出ください。

“手続き”に関する問い合わせ先・書類の提出先

千代田区教育委員会事務局子ども部子育て推進課手当・医療係

〒102-8688 東京都千代田区九段南1-2-1

電話：**03-5211-4230**（平日8:30～17:00） 詳細はHPをご確認ください→



“制度”に関する問い合わせ先

こども家庭庁 コールセンター 電話：**0120-252-071**（平日9:00～18:00）